

「中川・綾瀬川流域水害対策計画（素案）」に対する意見募集について

令和6年12月4日

中川・綾瀬川流域は、これまでの度重なる浸水被害、気候変動に伴う水害の発生リスクの増大という新たな課題等を踏まえ、これまでの総合治水対策を生かしながら、将来にわたって安全な流域を実現し、特定都市河川浸水被害対策法の法的枠組みを活用した流域治水を推進するため、令和6年3月29日に利根川水系中川・綾瀬川等の計43河川を特定都市河川・流域に指定しました。

浸水被害の防止・軽減を図る対策を流域一体で計画的に進めるため、計画の策定主体及び関係機関からなる「中川・綾瀬川流域水害対策協議会（以下、協議会という）」を設立し、法第4条に基づく「流域水害対策計画」の策定に向けて検討を進めているところです。

このたび、「中川・綾瀬川流域水害対策計画（素案）」を作成し、関係する住民の皆様から広くご意見を募集することとしましたので、以下の意見募集要領によりご意見を募集します。

なお、いただいたご意見を協議会において十分に検討したうえで、「中川・綾瀬川流域水害対策計画（案）」を作成させていただきます。

意見募集要領

1. 意見募集の対象

「中川・綾瀬川流域水害対策計画（素案）」

2. 意見募集期間

令和6年12月4日（水）～令和7年1月6日（月）18：00必着
（郵送の場合は当日消印まで有効）

3. 提出方法

ご意見は、別添意見提出様式にご記入いただくか、下記①から③をご記入いただいたものを郵送、ファクシミリ、電子メールのいずれかの方法で、下記4.までご提出ください。

- ①氏名（企業・団体としての意見提出の場合は、企業・団体名、代表者名並びに担当部署名及び担当者名）
- ②住所（都道府県・市区町村）
- ③意見
 - ・「中川・綾瀬川流域水害対策計画（素案）」の該当箇所（章、頁）をご記入の上、ご意見をご記入ください。

4. 提出先

○ご郵送の場合

〒278-0005 千葉県野田市宮崎134

国土交通省関東地方整備局 江戸川河川事務所 計画課

「中川・綾瀬川流域水害対策計画（素案）」意見募集 事務局 宛

○ファクシミリの場合

04-7125-7343

○電子メールの場合

ktr-nakaaya-plan@ki.mlit.go.jp

件名に「中川・綾瀬川流域水害対策計画（素案）」意見募集 事務局宛と明記ください。

5. 注意事項

- ①一つのご意見はできるだけ200文字以内としてください。
- ②日本語でご記入ください。
- ③いただいたご意見とともに、属性（都道府県、市区町村）を公表する場合があります。
- ④電話でのご意見は受け付けておりません。
- ⑤ご意見に対して、個別にお答えすることはできません。
- ⑥期限までに到着しなかったものは無効とします。なお、上記意見の提出方法に沿わない形で提出されたもの及び下記のいずれかに該当する内容については無効とする場合があります。
 - ・個人や特定の企業・団体を誹謗中傷するような内容
 - ・個人や特定の企業・団体の財産及びプライバシーを侵害する内容
 - ・個人や特定の企業・団体の著作権を侵害する内容
 - ・法律に反する意見、公序良俗に反する行為及び犯罪的な行為に結びつく内容
 - ・営業活動等営利を目的とした内容

6. 資料の入手方法等

① インターネットからの資料入手

国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所ホームページ

<https://www.ktr.mlit.go.jp/edogawa/edogawa01248.html>

江戸川河川事務所ホームページにて「中川・綾瀬川流域水害対策計画（素案）」で検索いただきご確認ください。

② 資料の入手等の場所

募集期間中（土日祝日を除く9時30分から17時00分まで）は、別表の場所において、「意見募集要領」、「意見提出様式」の入手が可能です。また、「中川・綾瀬川流域水害対策計画（素案）」、「中川・綾瀬川流域水害対策計画（素案）について」の縦覧を行っています。

<募集手続等に関する問い合わせ>

国土交通省 関東地方整備局 江戸川河川事務所 計画課

TEL：04-7125-7311（代表）

別表

資料配付及び縦覧場所の名称	住所
関東地方整備局 文書閲覧室	埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1合同庁舎2号館17階
江戸川河川事務所 1階ロビー	千葉県野田市宮崎134
江戸川河川事務所 江戸川上流出張所	埼玉県春日部市西小金井886
江戸川河川事務所 運河出張所	埼玉県流山市深井836
江戸川河川事務所 江戸川河口出張所	東京都江戸川区東篠崎町250
江戸川河川事務所 松戸出張所	千葉県松戸市主水新田102
江戸川河川事務所 中川出張所	埼玉県越谷市4丁目2番地41
江戸川河川事務所 中川下流出張所	東京都葛飾区高砂1丁目3番地15
江戸川河川事務所 三郷出張所	埼玉県三郷市新和2番地442
江戸川河川事務所 首都圏外郭放水路管理支所	埼玉県春日部市上金崎720
茨城県庁舎 19階(河川課)	茨城県水戸市笠原町978番6
埼玉県庁第二庁舎	埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
東京都庁第二本庁舎	東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
五霞町役場	茨城県猿島郡五霞町小福田1162番地1
さいたま市役所	埼玉県さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号
熊谷市役所	埼玉県熊谷市宮町2丁目47番地1
川口市役所 鳩ヶ谷庁舎1階	埼玉県川口市三ツ和1丁目14番3号
行田市役所	埼玉県行田市本丸2番20号
加須市役所	埼玉県加須市三俣2丁目1番地1
春日部市役所	埼玉県春日部市中央7丁目2番地1
羽生市役所	埼玉県羽生市東6丁目15番地
鴻巣市役所	埼玉県鴻巣市中央1番1号
上尾市役所	埼玉県上尾市本町3丁目1番1号
草加市役所	埼玉県草加市高砂1丁目1番1号
越谷市役所	埼玉県越谷市越ヶ谷4丁目2番1号
桶川市役所	埼玉県桶川市泉1丁目3番28号
久喜市役所第二庁舎	埼玉県久喜市北青柳1404番地7
北本市役所	埼玉県北本市本町1丁目111番地
八潮市役所	埼玉県八潮市中央1丁目2番地1
三郷市役所	埼玉県三郷市花和田648番地1
蓮田市役所	埼玉県蓮田市大字黒浜2799番地1
幸手市役所第二庁舎	埼玉県幸手市東4-6-8
吉川市役所	埼玉県吉川市きよみ野1丁目1番地
白岡市役所	埼玉県白岡市千駄野432番地
伊奈町役場	埼玉県北足立郡伊奈町中央4丁目355番地
宮代町役場	埼玉県南埼玉郡宮代町笠原1-4-1
杉戸町役場	埼玉県北葛飾郡杉戸町清地2丁目9番29号
松伏町役場	埼玉県北葛飾郡松伏町大字松伏2424番地
足立区役所北館3階	東京都足立区中央本町1丁目17番1号
葛飾区役所 新館3階	東京都葛飾区立石5-13-1
江戸川区役所第二庁舎2階	東京都江戸川区中央一丁目4番1号